

議案第 7 7 号

白岡市下水道条例

白岡市下水道条例（平成 1 5 年白岡町条例第 8 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 排水設備の設置等（第 4 条―第 7 条）

第 3 章 排水設備等の工事の事業に係る指定（第 8 条―第 1 8 条）

第 4 章 公共下水道の使用（第 1 9 条―第 3 6 条）

第 5 章 公共下水道の構造の技術上の基準等（第 3 7 条・第 3 8 条）

第 6 章 雑則（第 3 9 条―第 4 7 条）

第 7 章 罰則（第 4 8 条―第 5 0 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市の設置する公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第 2 条第 1 号に規定する下水及び汚水という。
- (2) 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 流域下水道 法第 2 条第 4 号に規定する流域下水道をいう。
- (4) 排水設備 法第 1 0 条第 1 項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (5) 特定施設 法第 1 1 条の 2 第 2 項に規定する特定施設をいう。
- (6) 除害施設 法第 1 2 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。

- (8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (9) 水道及び給水装置 それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

（代理人の選定）

第3条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、排水設備を設けなければならない者又は使用者が市内に居住しないときその他必要と認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定させることができる。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の取付管その他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「取付管等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、取付管等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるものによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右

欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
150未満	100	100分の2.0以上
150以上300未満	125	100分の1.7以上
300以上500未満	150	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
200未満	100	100分の2.0以上
200以上400未満	125	100分の1.7以上
400以上600未満	150	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1.0以上

- 2 法第24条第1項第3号に規定する排水施設に接続する排水施設の新設等を行おうとするときは、前項の規定を準用する。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業管理規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更で管理者が定めるものにあつては、この限りでない。

(排水設備等の工事の検査)

第6条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、市職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(在来排水施設の認定)

第7条 在来の排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、管理者の認定を受けなければならない。ただし、雨水のみを排除するものについては、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者が指定した排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）

）でなければ、行ってはならない。

（指定工事店の指定の申請等）

第9条 前条の指定を受けようとする者は、管理者に指定の申請をしなければならない。

2 前条の指定の有効期間は、当該指定を受けた日から起算して4年とする。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる。

3 指定工事店は、前項の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、管理者に指定の更新を申請しなければならない。

（指定基準）

第10条 指定工事店として第8条の管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 埼玉県内に営業所があること。

(2) 営業所ごとに、第14条に規定する排水設備工事責任技術者を選任していること。ただし、埼玉県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

(3) 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な機械器具を有していること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ 第18条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当

する者があるもの

(指定工事店証)

第 1 1 条 管理者は、指定工事店の指定をしたときは、白岡市指定排水設備工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第 1 2 条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、企業管理規程で定める事項を遵守しなければならない。

(指定の停止又は取消し)

第 1 3 条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月を超えない範囲内において指定工事店の指定の効力を停止し、又は当該指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第 8 条の指定を受けたとき。

(2) 第 1 0 条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の新設等の工事の施工ができないと認められるとき。

(4) 次条の規定に違反したとき。

(5) その施工する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(排水設備工事責任技術者)

第 1 4 条 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理は、管理者又は埼玉県内の他の市町村若しくは一部事務組合の登録を受けた排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）でなければ行ってはならない。

(責任技術者の登録の申請等)

第 1 5 条 前条の登録を受けようとする者は、管理者に登録の申請をしなければならない。

2 前条の登録の有効期間は、登録を受けた年の 4 月 1 日から起算して 5

年とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。

3 管理者は、第1項の規定により登録の申請をした者が、埼玉県下水道協会（以下次項において「県協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任者認定共通試験（以下第5項において「試験」という。）に合格した者であるときは、責任技術者として登録するものとする。

4 責任技術者の登録を受けた者は、第2項の登録期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、当該期間が満了する日までに県協会が実施する更新講習を修了し、管理者に登録の更新を申請しなければならない。

5 管理者は、第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 不法行為、不正行為等によって試験の合格を取り消され、又は責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（責任技術者証）

第16条 管理者は、責任技術者の登録をしたときは、白岡市排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、責任技術者証を滅失し、汚損し、又は毀損したときは、管理者に再交付の申請をしなければならない。

（責任技術者の責務等）

第17条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備等の新設等の工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事の完了検査に立ち会わなければならない。

(責任技術者の登録の停止又は取消し)

第18条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において登録の効力を停止し、又は当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第15条第5項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、第14条の登録を受けたとき。

第4章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第19条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚

濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項の規定による環境省令により、又は同法第３条第３項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その排水基準とする。

- (2) 前項第２号から第５号までの規定に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法第３条第１項の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その排水基準とする。

（除害施設の設置等）

第２０条 法第１２条第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 ４５度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数５を超え９未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 １リットルにつき５ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 １リットルにつき３０ミリグラム以下

(4) ^{よう} 沃素消費量 １リットルにつき２２０ミリグラム未満

2 法第１２条の１１第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第９条の４第１項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第４項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 ４５度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 １リット

ルにつき 380 ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満

(9) ^{りん} 含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（当該公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項において同じ。）で処理される汚水の量の 4 分の 1 以上であるとき、又はその処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるときその他やむを得ない理由があるときは、同項第 2 号中「45 度未満」とあるのは「40 度未満」と、同項第 3 号中「380 ミリグラム未満」とあるのは「125 ミリグラム未満」と、同項第 4 号中「5 を超え 9 未満」とあるのは「5.7 を超え 8.7 未満」と、同項第 5 号中「600 ミリグラム未満」とあるのは「300 ミリグラム未満」と、同項第 6 号中「600 ミリグラム未満」とあるのは「300 ミリグラム未満」と、同項第 8 号中「240 ミリグラム未満」とあるのは「150 ミリグラム未満」と、同項第 9 号中「32 ミリグラム未満」とあるのは「20 ミリグラム未満」とする。

4 前3項の規定は、使用者の排除する下水の量が企業管理規程で定めるそれぞれの項目に関し、企業管理規程で定める量の範囲内であるときは適用しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(除害施設の設置等の届出)

第21条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 現に除害施設を設置している者が、当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に企業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(除害施設の計画変更の指示)

第22条 管理者は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る除害施設を設置しようとする工場又は事業場から公共下水道に排除される汚水の水質が、公共下水道への排出口において第19条及び第20条の規定により定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る除害施設の構造又は汚水の処理方法に関する計画の変更を指示することができる。

(除害施設の実施の制限)

第23条 第21条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置し、又は除害施設の構造若しくは除害施設から排出される汚水の処理方法を変更してはならない。

2 管理者は、第21条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(除害施設の工事の完了の届出)

第24条 除害施設の新設等を行った者は、企業管理規程で定めるところ

により、工事の完了した日から５日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

（除害施設の承継）

第２５条 第２１条の規定による届出をした者からその届出に係る除害施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

２ 第２１条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係る除害施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該除害施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

３ 前２項の規定により第２１条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から３０日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。

（除害施設管理責任者の選任及び届出）

第２６条 除害施設の設置者は、管理者が定める除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から１４日以内に除害施設管理責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

２ 除害施設の設置者は、前項の規定により責任者を選任したときは、その日から７日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。責任者を変更したときも、同様とする。

３ 責任者の資格は、管理者が定める。

（責任者の変更指示）

第２７条 管理者は、責任者が企業管理規程で定める業務を怠った場合は、除害施設の設置者に対し、責任者の変更を指示することができる。

（水質の測定等）

第２８条 除害施設の設置者（特定施設の設置者を除く。）は、管理者が定めるところにより、除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(報告の徴収)

第29条 管理者は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設の設置者（特定施設の設置者を除く。）から当該工場又は事業場の状況及び除害施設から排除する汚水の水質に関し、報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(計測装置の設置)

第30条 管理者は、工場又は事業場から排除される汚水量又は水質を測定するため必要と認めたときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に計測装置を設置させることができる。

(排除の停止又は制限)

第31条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(し尿排除の制限)

第32条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第33条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、企業管理規程で定めるところにより、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第11条の2、法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第34条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴

収する。

2 前項の使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により 2 月分まとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第 35 条 使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算出された基本使用料及び超過使用料の合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(2) 前号に定める使用料の額は、隔月ごとの定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）現在において算定した污水排除量を、各月均等とみなして算定する。

2 使用者が排除した污水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する污水の量と著しく異なるものを営む使用者は、企業管理

規程で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 管理者は、前項の規定による認定をするために必要があると認めたときは、適当な場所に使用水量を計測するための装置を設置させることができる。

4 管理者は、使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月分として算定する。

(資料の提出)

第36条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第5章 公共下水道の構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第37条 法第7条第2項に規定する条例で定める排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が

講ぜられていること。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗^{きよ}渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗^{きよ}渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管^{きよ}渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) また又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（適用除外）

第 38 条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第 6 章 雑則

（改善命令）

第 39 条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を書面をもって命じることができる。

（行為の許可）

第 40 条 法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、企業管理規程

で定める申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

（許可を要しない軽微な変更）

第41条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用）

第42条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、企業管理規程で定める申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

3 管理者は、第1項の許可を受けた者から、白岡市道路占用料徴収条例（昭和59年白岡町条例第10号）を準用して占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めた占用物件

（占用期間）

第43条 前条第1項の規定による占用の期間は、5年以内とする。これ

を更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

（原状回復）

第44条 第42条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、第42条第1項の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（使用料等の減免）

第45条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

（手数料）

第46条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事店の指定 1件につき 2万円
- (2) 指定工事店の更新 1件につき 5,000円
- (3) 責任技術者の登録 1件につき 1万円
- (4) 責任技術者の登録替え 1件につき 5,000円
- (5) 責任技術者の更新 1件につき 2,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

（委任）

第47条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第7章 罰則

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認又は第7条第1項の規定による認定を受け

ないで排水設備等の新設等の工事を行った者

- (2) 排水設備等の新設等の工事を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 偽りその他不正な手段により第8条に規定する指定工事店の指定を受けた者又は第14条に規定する責任技術者の登録を受けた者
- (5) 第20条に規定する除害施設を設置しなかった者又は第23条に規定する期間を経過せずに除害施設を設置し、若しくは除害施設の構造若しくは除害施設から排出される汚水の処理方法を変更した者
- (6) 第21条、第24条、第25条第3項、第26条第2項又は第33条の規定による届出を怠った者
- (7) 第22条の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第28条の規定による水質の測定又は結果の記録を怠った者
- (9) 第29条又は第36条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (10) 第39条に規定する命令に違反した者
- (11) 第40条又は第42条第1項の規定による申請を怠った者
- (12) 第5条第1項若しくは第40条の規定による申請書若しくは書類、第5条第2項本文、第21条、第26条第2項若しくは第33条の規定による届出書、第35条第2項第3号の規定による申告書又は第29条若しくは第36条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第49条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(白岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

2 白岡市農業集落排水処理施設条例（平成 1 2 年白岡町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「白岡市下水道条例（平成 1 5 年白岡町条例第 8 号）」を「白岡市下水道条例（令和 年白岡市条例第 号）」に改める。

別表（第 3 5 条関係）

区分	基本使用料 (1 月につき)		超過使用料 (1 立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般汚水	1 0 立方メートルまで	1 , 2 9 1 円	1 0 立方メートルを超え	1 2 6 円
			2 0 立方メートルまで	
			2 0 立方メートルを超え	1 4 2 円
			3 5 立方メートルまで	
			3 5 立方メートルを超え	1 5 9 円
			5 0 立方メートルまで	
			5 0 立方メートルを超え	1 7 4 円
			1 0 0 立方メートルまで	
公衆浴場 汚水	1 0 0 立方メートルまで	9 , 5 8 4 円	1 0 0 立方メートルを超え	9 5 円
			える分	
臨時	1 0 立方メートルまで	3 , 1 9 3 円	1 0 立方メートルを超え	3 1 9 円
			る分	

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

下水道法施行令、国土交通省が定める標準下水道条例の改正等に伴い、
所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するもの
である。